

杉田劇場 スマイルクラブ 会員規約

第1条（組織の名称）

本会の名称は、「杉田劇場スマイルクラブ」と称します。

第2条（会員）

1. 「杉田劇場スマイルクラブ」とは、指定管理者である公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営利活動法人チーム杉劇／有限会社アイコンクス／株式会社ニックスサービス共同事業体が管理・運営する磯子区民文化センター杉田劇場（以下、甲とする）で実施する事業に関心をお持ちくださる方々のための会員制組織とします。

2. 会員（以下、乙とする）とは、本規約に同意の上、甲へ所定の方法で入会申し込みを行い所定の年会費を納めた方です。

第3条（会員期間と更新）

1. 会員期間は、平成28年4月1日（またはご入会時）から翌3月31日までとします。

2. 更新は所定の手続をもって乙が甲へ所定の年会費を納入するものとします。

3. 甲は乙からの退会の意思表示が無い限り、翌年の更新案内ができるものとします。

第4条（会費）

1. 乙は、甲に対し、所定の年会費を所定の時期に支払うものとします。

2. 年会費については、理由の如何を問わず返金しないものとします。

第5条（会員証）

1. 甲は、乙に対し、「杉田劇場スマイルクラブ会員証」（以下、「会員証」という）を発行するものとします。

2. 会員証は、乙本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

第6条（会員証の紛失または盗難）

1. 乙は会員証の紛失または盗難にあった時は、すみやかに甲に届けるものとします。

2. 乙が会員証を紛失、盗難その他の事由により他人に利用され甲または乙に損害が生じた場合、乙がその損害の責を負うものとします。

3. 会員証を紛失、毀損した場合の再発行についての費用は、乙の負担とします。

第7条（会員サービス）

乙は甲が提供する会員向けサービスを、所定の方法により利用することができるものとします。

第8条（届出事項の変更）

1. 乙は氏名、住所など入会時に届け出た事項に変更があった場合、速やかにその変更内容を甲へ届け出るものとします。

2. 前項の届出がないために生じた不利益について、甲はその責を負わないものとします。

第9条（退会）

1. 乙が退会するときは甲へその旨を届け出るとともに、会員証を甲へ返却もしくは二次利用の恐れがないよう速やかに処分するものとします。

2. 次の場合は、甲が乙の資格を取り消すことができるものとします。

(1)虚偽の申告があった場合

(2)不正の利用があった場合

(3)本規約に違反した場合

(4)その他、杉田劇場が会員として不適格と判断した場合

3. 乙は資格喪失以後も、甲に対する債務は免責されないものとします。

第10条（個人情報）

1. 甲は、乙の個人情報を個人情報保護法その他関連法令等により遵守し、適切に取り扱います。

2. 甲は、個人情報を必要に応じ、下記の目的のために利用するものとします。

(1)甲および公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が主催・共催する芸術・文化事業のチラシ等印刷物の送付

(2)乙が購入したチケットの発送

(3)年会費の更新のための請求書発送

(4)サービス向上のための統計業務

4. 甲は、乙から乙自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合、本人確認の上、甲の業務に重大な支障が生じない範囲でこれを速やかに消去するものとします。

第11条（規約の変更）

甲は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、甲はすみやかに乙に通知するものとします。

附則

この規約は、平成28年4月1日より適用します。

Smile  Club
